

調査対象の範囲

ソフトウェア業

ソフトウェア業の調査対象は、電子計算機のプログラム（受注ソフトウェア、ソフトウェア・プロダクト（業務用パッケージソフトウェア（箱等にパッケージングされているソフトウェア）、組み込みソフトウェア、ゲーム用ソフトウェア）の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス業務を行う事業所です。

情報処理・提供サービス業

情報処理・提供サービス業の調査対象は、①電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス、②電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス、③各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し情報として提供するデータベースサービス、④ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス、⑤市場調査、世論調査などの各種調査サービス、⑥マシンタイムサービスなどの業務を行う事業所です。

デザイン・機械設計業

デザイン業の調査対象は、顧客の要請に応じて工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、照明などについて設計、表現する業務を行う事業所です。

機械設計業の調査対象は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図案及び設計書等の作成並びに制作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所です。

各種物品賃貸業

各種物品賃貸業の調査対象は、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所です。

総合リース業の調査対象は、産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたりかつ賃貸する期間が1年以上にわたるものでその期間中に解約できる定めがない条件で賃貸する業務を行う事業所です。

その他の各種物品賃貸業の調査対象は、物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業、②事務用機械器具賃貸業、③自動車賃貸業、④スポーツ・娯楽用品賃貸業、⑤その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたる物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務を行う事業所です。

産業用機械器具賃貸業

産業用機械器具賃貸業の調査対象は、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）若しくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行う事業所です。

事務用機械器具賃貸業

事務用機械器具賃貸業の調査対象は、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行う事業所です。

広告代理業

広告代理業の調査対象は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット（ポータルサイト等）、その他の広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告の業務を行う事業所です。

その他の広告代理業

その他の広告代理業の調査対象は、①屋外において広告物の表示を業務として行っている事業所、②折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行う事業所です。

計量証明業

計量証明業の調査対象は、顧客の要請に応じて、①貨物の質量、体積などを計量し、その結果を証明する業務（一般計量証明業務）、②環境の状態に関して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果を証明する業務（環境計量証明業務）、③上記以外で貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明する業務（その他の計量証明業務）を行う事業所です。

インターネット附随サービス業（平成20年新規業種）

インターネット附随サービス業の調査対象は、主としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されないポータルサイト・サーバ運営等の業務を行う事業所です。

機械修理業（平成20年新規業種）

機械修理業（電気機械器具を除く）の調査対象は、顧客の要請に応じて、①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理の業務を行う事業所です。

電気機械器具修理業（平成20年新規業種）

電気機械器具修理業の調査対象は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を行う事業所です。

自動車賃貸業（平成20年新規業種）

自動車賃貸業の調査対象は、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主に自動車（乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両（タンク車、トレーラなど）、二輪自動車など）である場合の業務を行う事業所であり、自動車リース業、レンタカー業が含まれます。

スポーツ・娯楽用品賃貸業（平成20年新規業種）

スポーツ・娯楽用品賃貸業の調査対象は、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主にスポーツ・娯楽用品（運動会用具、スキー、スノーボード、スケート、自転車、ヨット、モーターボート、テントなど）である場合の業務を行う事業所です。

その他の物品賃貸業（平成20年新規業種）

その他の物品賃貸業の調査対象は、特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、主に①映画・演劇用品、②音楽・映像記録物、③貸衣しょう、④他に分類されない物品（医療・福祉用具、美術品、観葉植物、観賞魚、本、楽器、寝具など）である場合の業務を行う事業所です。

以下の6業種については企業を対象として調査を行いましたので、都道府県単位での集計・公表は行っていません。

映像情報制作・配給業

映像情報制作・配給業の調査対象は、映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作・テレビコマーシャル制作・テレビ番組配給を業務として行う企業及び、ビデオの企画・制作や発売（発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで）を業務として行う企業です。

クレジットカード業，割賦金融業

クレジットカード業の調査対象は、自社でクレジットカード（又はチケット）を発行し、消費者（会員）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業です。

割賦金融業の調査対象は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業です。

音声情報制作業（平成20年新規業種）

音声情報制作業の調査対象は、主としてレコード（音楽CD、音楽テープなどの音楽ソフトを含む。）の企画・制作、レコード以外の音声情報（映画用、テレビ番組用（CM用を含む。）、ゲームなどの音楽を含む。）の企画・制作、ラジオ番組の制作を業務として行う企業です。

新聞業（平成20年新規業種）

新聞業の調査対象は、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを業務として行う企業です。

出版業（平成20年新規業種）

出版業の調査対象は、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを業務として行う企業です。

映像・音声・文字情報に付随するサービス業（平成20年新規業種）

映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業の調査対象は、主として新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する企業及び、スタジオ業務、ポストプロダクション業務等のその他の映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業を業務として行う企業です。